

第154回 横浜市個人情報保護審議会会議録	
議 題	<p><b>1 会議録の承認</b></p> <p><b>2 審議事項</b></p> <p>(1) 保土ヶ谷区家計相談支援事業について</p> <p>(2) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第27条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について</p> <p style="text-align: center;">【介護保険に係る要介護認定事務 全項目評価書（再評価）】</p> <p><b>3 その他</b></p>
日 時	平成29年4月26日（水）午後2時00分～午後3時30分
開催場所	市庁舎5階緊急対策チーム室
出席者	花村会長、加島委員、小嶋委員、清野委員、土井委員、新田委員、中村委員、糠塚委員
欠席者	芦澤委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議事項(1)・(2)について承認する。</li> <li>・その他について了承する。</li> </ul>
議 事	<p><b>【開 会】</b></p> <p>（事務局職員異動の紹介）</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから、第154回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。</p> <p>本日は、芦澤委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、8名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。</p> <p><b>1 会議録の承認</b></p> <p>（花村会長）ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>始めに、第153回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等はございますでしょうか。</p> <p>特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） &lt;異議なし&gt;</p> <p>（花村会長） それでは承認といたします。</p> <p><b>2 審議事項</b></p> <p>(1) 【案件1】保土ヶ谷区家計相談支援事業について</p>

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

最初に案件1「保土ヶ谷区家計相談支援事業について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件1につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(糠塚委員) 取り扱う個人情報の欄に「実施機関での保存期間」が「2年」と記載されています。支援の終了後2年という意味ですか。

(所管課) そうですね。支援が継続している限りは活用します。

(糠塚委員) 「支援終了後2年」としたほうが分かりやすいです。

(花村会長) 始期を入れるということですね。「支援終了後2年」ということではよろしいですか。ではそのように修正をお願いします。

(糠塚委員) 先ほどの説明では、債務関係が非常に複雑なので、それが分かる資料を郵送で渡す可能性があるということでした。そうすると、支援を受ける人の名前が書いてある資料も、受託者に行くわけです。債務関係の資料は、紙データのどこに入りますか。

(所管課) それは家計相談記録票の資料という形になります。

(糠塚委員) 「もしかしたら債務関係の資料が行くかもしれない」と言ったので、その個人情報はどういう扱いになりますか。

(所管課) 取り扱う個人情報の紙データのところに別途「関係資料」という記載を設けたほうがよろしいですか。

(糠塚委員) その書き方だと漠然としていて、膨大な資料が行くような感じですか。何か特定できるようにできませんか。複雑な債務関係を理解してもらうために送るわけで、それ以外のものを送るわけではないので、分かるような表現に変えたほうがいいかもしれません。

(花村会長) 取り扱う個人情報の欄の新規利用の家計相談記録票に「債務の状況」という記載があります。家計相談記録票は当然、委託先にも行くわけですね。その「滞納・債務の状況」というのは、受託者のほうで聞き取ることもありますし、何社からどのぐらい借りているか、請求書が出たらその根拠資料もあります。その請求書や、サラ金の契約書も確認すると思えます。そのようなものには名前の記載があります。それはどういう処理をしていくのですか。

(所管課) 資料として渡したものは、区のほうで全て、何を渡したかをチェックしておきます。支援が終了したり、必要がなくなれば、区が回収します。

(花村会長) 債務を根拠付ける資料は、受託者が直接もらうのではなく、区が取得して渡す形になるのですか。

(所管課) 生活保護の業務の中で当然、いろいろな資料をもらっています。手持ちの資料をとりあえず受託者に渡すということになるかと思えます。

(花村会長) そこに少しい違いがありませんか。

(糠塚委員) 委託するわけですから、受託者に、例えば債務状況や債務状況

の詳細を根拠付ける資料が渡るわけですね。

(花村会長) 債務の状況が分かる記載がある家計相談記録票を受託者に渡しますよね。それを根拠付けるもので、生活保護受給者の名前が書いてあるような借用書や、残債がどのぐらいかという資料も添付して渡すのですか。そうではないのですか。

(所管課) この辺りの資料は最小限のものなので、債務整理のことは基本的に法テラスを案内します。債務に関する資料をすべて確認することはないと思われます。例えば返済予定表や計画を考えて、今後の相談に必要な場合で、どうしても聞き取りだけでは不十分な場合に限ります。何でもかんでも資料を提出してもらおうということはないと思われます。聞き取りだけで補えない場合は資料で対応します。

(花村会長) あまりないと思いますが、慎重を期して名前を書かずにID番号で特定しているのに、そのような資料を渡してしまったらどうなるのかという疑問です。せつかくID番号で、特定できないようにしているのに、債務根拠資料を紛失してしまったら特定できてしまうのではないかというような心配です。

(糠塚委員) 名前を黒塗りしてID番号に変えることはできませんか。

(所管課) 受託者がID番号を決めると思います。最小限にとどめるにしても、資料がいくつかある場合に、ID番号での仕分けが受託者でできるのかなというところがありますが、ID番号にすることは可能かと思います。

(花村会長) ID番号をいちいち確認したら、時間がかかり、大変ではないですか。

(所管課) それは可能だろうとは思います。実際は、受託者に区役所に来てもらい、相談を受ける中で見てもらうことが多いと思います。それはあくまで執務室内のことで、外に出るものではありません。送るとするのは、よほどのことがあるときです。その場合は名前をID番号に変えて送ります。コピーを取る場合、黒塗りすれば写りませんので、そのような形で進められたらと思います。

(加島委員) 取り扱う個人情報紙データには、家計相談記録票の新規用、継続用、家計表、評価シートしか書いていません。その他のものがあるのなら、「その他」として書いておかないといけません。

(糠塚委員) 先ほどのご説明ですと、債務根拠資料を受託者に渡すのは極めて限られた場合ということでした。

(花村会長) 「債務の状況」のところ、「債務を裏付ける資料」というように入れておけばいいわけですね。

(糠塚委員) 「債務の状況」の後ろに括弧書きで「債務を裏付ける資料」というようにするのはどうでしょうか。

(花村会長) 頻繁に受託者に送らないのでしようが、送ることがあるとすれば、それを書いておいたほうがいいということだす。そして、その債務を裏付ける資料に名前が書いてあるのであれば、ID番号にしておくことにすればいいのではないかと思います。

(所管課) はい。債務を裏付ける資料を送る場合は氏名欄を黒塗りし、I

D番号で送るように変更します。

(清野委員) 家計表の、支出欄に「住宅ローン」があります。生活保護を受けていることを前提で考えると、住宅ローンの支払いはないですね。

(所管課) はい。資産形成に当たりますので、生活保護受給者にローン付き住宅は認めていません。

(清野委員) この項目が気になりました。「家賃」はいいですが、「住宅ローン」は削ってください。

その下の「車両費」も、横浜市は全て認めているのですか。

(所管課) 一部、就労等に要するものや身障等での通所の場合は認めています。

(清野委員) 非常によい事業だと思いますが、生活困窮者支援で既に家計相談事業を実施していて、実施状況や効果はどうですか。それが分かるとこの事業も分かりやすく、効果を感じると思います。

(所管課) 相談に来た人たちにプランを立てています。相談を継続し、プランに入る人のおよそ8割は家計相談支援を希望したり、区が勧めてやっています。生活保護受給者は最低生活レベル以下です。最低生活レベル以上で困るのは、やはり債務整理問題が非常に多いです。法テラスとの協働で、家計相談支援事業で生活自立していくところは多く認められるかなと思います。

生活困窮状態に陥った人は家計が不安なので、将来の自立像がなかなか描けません。家計相談が入ることによって安心して生活できるようになるという心理的な効果が大きく、有効活用できているかなと思います。就労支援事業と家計相談支援事業の二つが、生活困窮の中では大きな柱になっています。

(清野委員) 取り扱う情報が非常に機微な情報ですし、生活保護に関しては行政側の姿勢も非常に問われています。受託者の個人情報の取扱いについてもよろしくお願いします。

(小嶋委員) 家計相談記録票には新規用と継続用があります。どこまでが新規になって、どこからが継続用になりますか。

例えば、事務の委託の流れとして「対象者の選定」から「支援の終了」まであります。新規になるのは「面接・現状把握・支援の検討」のところまでですか。

(所管課) そうですね。「面接・現状把握・支援の検討」のところまで「受託者と利用者、区生活支援課で面接を行い」とあり、その中で得た基本情報を落とし込むのが新規の家計相談記録票です。この人がやめてまた来たときというより、2回目以降に来たときに記録を残すものとして、「継続用」を使います。2回目どんなことをやったのか記録を残していく用紙となります。

(小嶋委員) 新規のときの相談内容を自由に記述する欄はどこ部分ですか。新規用の表面には記述欄がないのですが。

(所管課) 新規用の裏面の「どんな目標でやっていきますか」とか、「どんなことを本人がやっていけば、目標を達成できますか」というのをお互いに意思疎通しながらやった部分がここに落とし込まれることになりま

す。

(小嶋委員) 相談者の相談を書き留める欄が最初にあってもいいのかなと思いました。いきなり目標などを書くようになっているので、どうなのかなと思いました。

(所管課) 生活困窮者で「新規」というと、まっさらな形です。生活保護受給者の場合は継続ケースの中で、この人は何が問題で関わってほしいのかといった、ケースワーカーが一定の視点を持った中で相談を受けます。前提がある中で「新規」になるので、記載欄が随分省略されているように感じられるのだと思います。

(小嶋委員) この受託者には、ケースワーカーの資格を持った人はどのぐらいの割合でいますか。

(所管課) ケースワーカーではなく、ファイナンシャルプランナーの資格がある人を1名は必ず置いてもらっています。福祉に強い人が従事していることは聞いていますが、必ずしもケースワーカーや社会福祉士であることを要件にはしていません。

(小嶋委員) 既に実績があるので、その辺りは安心して任せられるということですか。

(所管課) はい。実際に現在も生活困窮者の窓口をお願いしています。

(花村会長) 事務の委託の中に「支援の終了」とあります。支援終了後2年間保存するという話でした。3か月ごとに判断して行って、最長どのぐらいまで継続するのですか。

(所管課) 生活保護は有期ではありません。自立したところまでなので、何年続くか分かりません。自立支援という意味では、一定の目標を持って期限を持ってやる中で、本人が目標感を持つことに効果があるのかなということで、こういう形でやっています。この事業が続く限り、ある程度続く人もいると思います。お金を預からなければやっていけないような人には、かなり年数をかけないと、自立にいかないと思います。年月的なところは判断できません。

(花村会長) 生活困窮者の支援でも、長く続いてしまっている人はいるのですか。

(所管課) そうですね。ただ、多くは6か月、長くても1年で先が見えてきます。先が見えてこない人は、生活保護のほうに移行してくることが多いのかなと思います。

(加島委員) 電子データは集計できるように、家計表と評価シートだけですよ。

(所管課) はい。

(加島委員) あとは全て手書きですか。

(所管課) 手書きです。

(加島委員) この電子データは、最終的には紙データに打ち出すまで取っておくためのものですか。

(所管課) そういうことです。

(加島委員) 受託者の廃棄についてですが、このデータはハードディスクやほかの媒体に入れることはあるのですか。

(所管課) 受託者のパソコンだけということです。ほかに取り出すことは  
しません。

(加島委員) では、市のほうに電子データは渡しませんか。

(所管課) 電子データでのやり取りはしません。

(加島委員) 電子データを渡すのは経過だけですか。

(所管課) はい。

(加島委員) 廃棄したかどうかは証明書で確認ですか。

(所管課) はい。

(加島委員) USBやCDなどには絶対に落とさないという確約を付けてお  
いたほうがいいです。

(糠塚委員) 委託先個人情報保護管理体制の「個人情報の保管場所」に括弧  
書きで「紙媒体・電磁媒体」と両方書いてあります。他の電磁媒体には  
落とさないということならば、紙媒体のみで「電磁媒体」を消したほう  
がよいのではないのでしょうか。この記載ですと電磁媒体に残すことを前  
提にした書きぶりになります。

(所管課) 分かりました。あくまでパソコンに残るだけです。

(事務局) 家計表と評価シートについては、パソコン上で管理するので、  
それも一応電磁媒体には入ると思います。

(糠塚委員) 鍵付き書庫にずっと入れるということではないですよ。

(事務局) そうですね。パソコンを書庫にしまっているということですよ  
ね。

(所管課) 若しくは、持ち出されないように鍵付きのワイヤーでロックし  
ているという意味合いだと、やはりそれは求められるところです。  
「その他」で、「パソコンはワイヤーでロックする」ということですよ  
ね。

(花村会長) それでいいですか。要するに、データとしては電磁媒体である  
わけです。それをどうやって保管するかということで、鍵付き書庫にわ  
ざわざ入れるのかという話ではないということですね。それらの情報を見  
る人がIDでログインなどするのでしょう。そういう形にしたほうが  
いいのではないかということですね。表現上、少しここはおかしいので  
はないかという指摘ですね。

(事務局) 紙媒体は鍵付き書庫に入れると思いますが、パソコンは恐らく  
通常はワイヤーロックされていると思います。そのような表現で「その  
他」に記載することでいいですか。

(所管課) はい。

(糠塚委員) 保土ヶ谷区で生活保護受給者にも拡大して独自に行うことは、  
一つの先駆的な試みです。逆にこのデータを蓄積して、横浜市全体の政  
策評価の一つの資料にしたり、今後の政策判断の素材にする意味で個人  
情報を使うこともあり得る話です。2年で消してしまって、「あのときの  
データを分析すれば、何か新しい政策ができたかもしれない」と後悔す  
ることはありませんか。

(所管課) 個人を識別できるものは廃棄しますが、結果として出てきたも  
ののデータ分析は当然、残していきます。できたら区提案のシステムに

載せていきたいと思っています。生活保護法の第27条第2項に「自立支援プログラム」があります。平成16年から、それぞれ特色のあるプログラムを考えていくようにということです。横浜市は其中で、就労支援プログラムを取ってきました。

一方で、やはり就労と家計が両立してはじめて、生活が成り立つのかなというのがあります。できたらそれらの両方をそろえて、市の生活保護の中にこれが繰り入れられると一番いいかと思っています。もともと生活困窮者に対して始まったときも、国がやれとは言っていませんが、最終的には生活保護のほうにというきらいもあったと思っています。

(加島委員) ある程度家計を整理すればうまくいきそうな人が約300人いるということですね。ギャンブルで使ってしまうような人は対象にならず、別の支援でやるのですか。

(所管課) そういった人たちのコントロールもどこまできくのかは未知数なところがあります。今までそういうことはケースワーカーに委ねられていました。ケースワーカーも家計支援で本当のプロかという、細かい部分でなかなか指摘できない部分があるだろうと思います。そこをプロに見てもらうことでどういうふうになるのかなと思います。生活困窮者を見ていると、家計支援に入ったことにより、その人たちの表情が変わっていくのを目の当たりにしていると、その可能性もないことはないなと思います。生活保護費をすぐ使ってしまうような人たちを、適正保護という観点からしても、生活保護費をうまく使うようなところに持っていけないかというのも考えています。恐らくそれは絵に描いた餅になるようなこともあるかと思いますが。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(2) 【案件2】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第27条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について**

**【介護保険に係る要介護認定事務 全項目評価書(再評価)】**

(花村会長) 次に、案件2「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第27条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施についての審議に入ります。

(事務局) <所管課及び評価書名について説明>

(所管課) <資料に基づき概要及び変更点を説明>

(花村会長) ただいまの説明につきまして、何かございますか。

再評価ということなので、どこを変更するかということのを的確に説明してもらったと思います。リスク管理も含めてご意見やご質問はありますか。

(土井委員) 変更箇所説明資料の3ページの「変更後の記載」に①から⑧ま

であります。この記載は全項目評価書の別添 1 の 3 に対応しているのですか。

(所管課) そのとおりです。

(土井委員) 文言がかなり違いますか。①の変更後の記載は、「他市町村は他市町村中間サーバーへ情報を送信する」となっていますが、全項目評価書の別添 1 の 3 の①は「介護保険システム 2 は」と始まっています。

(所管課) 恐らく、全項目評価書の別添 1 の 4 に対応しています。

(花村会長) 土井委員がおっしゃったのは、参照ページが「7 ページ」と書いてあるということですね。

(所管課) 失礼しました。変更箇所説明資料の参照ページが「7 ページ」ではなくて「8 ページ」になります。

(花村会長) それと併せて項番は 3 ではなく、4 になるわけですね。

(所管課) はい。

(土井委員) 項番名も「情報提供」ではないですね。

(所管課) 「情報照会」ですね。失礼しました。

(小嶋委員) 今の箇所ですが、変更後の記載の⑧で、「必要に応じてシステムに入力する」となっていますが、原則としては入力しないのですか。

(所管課) 個人番号は入力しませんが、事務をする上で得た必要情報があります。例えば、他の市町村で受けていた認定の情報などはシステムを経由して得ます。その際には、必要な情報だけを抜いてシステムに登録します。その際には個人番号と一緒に登録せずに整理します。

(加島委員) 当初は、個人番号を中に入れて、何らかの形で連携してやろうと思っていたわけですね。

(所管課) はい。

(加島委員) それはもうしなくてもよろしいのですか。

(所管課) 実際の事務を考えると、介護保険のサービスを利用したり、資格を持つ人には、一人ひとり横浜市が振っている被保険者番号があります。介護保険では、資格を管理しているシステム 1 と、認定を管理するシステム 2 があります。もともとその連携は被保険者番号などを使って行っていたので、あえて今回、個人番号を利用しなくても関連性は取れます。個人番号を使わずに済むので今回このように整理しています。

(加島委員) 介護保険と税務調査は、関わってくる可能性がありますか。

(所管課) はい。

(加島委員) そのような場合も個人番号を使わなくてもできますか。

(所管課) それはこの要介護認定事務ではなく、保険料の事務で連携を取ります。27 年 9 月に審議会でご説明していますが、そちらはそういったシステムを使って情報のやり取りをします。

(加島委員) 今回の事務ではいらないですか。

(所管課) そうですね。今回はあくまでも要介護認定事務に関わる部分で、税情報は直接必要ありません。

(中村委員) この全項目評価書の表紙に、「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」という欄があります。2 行目の「取扱」の送り仮名が、片方は「い」が付いていて、片方にはありません。



それと、3行目の「権利利益」の後、「に」が入ると思います。

(所管課) 失礼しました。

(花村会長) そこは訂正していただくようお願いします。

(中村委員) 今回は委託先も変わるのですか。

(総務局行政・情報マネジメント課) 本市全体で個人番号の連携に使っている「統合番号連携システム」があります。以前、評価していただいた段階ではシステム構築中でしたが、現在は稼動しています。今回、構築後、保守を請け負っている業者に変更しました。

(花村会長) 全項目評価書の委託事項1の委託先名が「委託先が未定」となっています。いつ頃決まる予定ですか。

(所管課) この業務の受託者は、毎年入札にかけて変わるだろうということで「未定」と書きました。

(花村会長) 今はもう決まっているのですか。

(所管課) はい、決まっています。

(花村会長) そういう意味で「未定」としているわけですか。

(所管課) 今年度はA業者ですが、来年度以降も引き続き同じとは限りません。日本語としてどうなのか、意見があるかもしれませんが。

(花村会長) この欄は重要な項目ではありません。もしも決まっているのなら、少なくとも審議会委員には、こういう業者だというのは伝えてもらいたいです。

(所管課) 現状は決まっています。

今年の委託契約はしていますので、来年は変わってしまうにしても、それは書いたほうが良いということですね。

(花村会長) 重要な変更ではないので、書いておいてもらっても、変えたときに再評価する必要はないわけです。

(所管課) 分かりました。では実際の受託者の名前を記入します。

(花村会長) ちなみに、今その受託者名は分かりますか。

(所管課) はい、分かります。

(新田委員) 但し書きの欄に、「入札により、毎年変わる可能性がある」ことを入れたらどうでしょうか。

(花村会長) どちらがよろしいでしょうか。

(所管課) 今おっしゃっていただいたのは「入札により決定」というようなことですね。

(花村会長) この欄に現在の受託者名を入れて、来年また同じ受託者ならばいいのですが、変わってしまったらこの記載も変えなければいけないでしょうね。

(新田委員) 「未定」というのは曖昧な言葉でよくないです。

(所管課) 理屈の上では毎年、受託者が変わる可能性はありますが、システムの特異性を考えると、基本的にはそのまま同じ業者が受託する可能性が高いと思います。ここは「未定」ではなく、現在の受託者に改めたいと思います。

(花村会長) はい、恐らく業者はそんなに変わらないのではないかと思います。

(糠塚委員) 全項目評価書の別添1の1の⑤で、「訪問調査者によって、状況の調査を行う」の説明がありました。「訪問調査者は区役所職員だけでなく、委託先が行うこともある」と書いています。委託先は個人情報を扱うので、それに対応する記載はありますか。

(所管課) 実際に訪問調査者は、個人番号を持たずに訪問調査を行っています。市や区から民間事業者に訪問調査を委託する場合には、本市の契約に基づいて個人情報の取扱いについての取決めがあります。それに縛られる形で業務をしてもらっています。

(糠塚委員) ここには書いてないですね。

(所管課) そもそも個人番号を使って仕事しないので、ここではあえて触れていません。

(所管課) 本日は特定個人情報の評価書ということで、通常の個人情報の委託は「委託の審議」ということになります。

(花村会長) 別途に審議する可能性もあるのですね。

(所管課) この業務は従前から委託で行っています。

(糠塚委員) 個人番号を取り扱う受託者についてこの全項目評価書に書いてあるわけですね。

(所管課) 今回は、個人番号を取り扱う事務についてです。

(土井委員) 介護保険システム2のリスク対策の5「特定個人情報の提供・移転」に関して、リスク1から3まで書いてあります。リスク1と3について、「紙で個別に行った場合は、提供した結果をコピーして保存している」とあります。リスク2では、「すみやかにシュレッダーにかけるように徹底している」と書いてあり、混乱しています。全く逆のことが書いてあるように読めます。

(所管課) リスク1は、データを使った提供が原則ですが、まれに紙による場合があります。提供した我々として、何を提供したのかをしっかりと記録を取ろうということです。

リスク2は、その紙の媒体を受け取った側に、約束として「ほかのところには持って行かないでくれ」とか、「使った後はすぐにシュレッダーにかけてくれ」とお願いしているということを書いています。

(花村会長) そういう趣旨で書いているということですか。提供した先で不要になった場合、シュレッダーにかけて消去してくれということですか。

(事務局) 「提供先において」という言葉を前に書いたほうが分かりやすいですね。

(花村会長) そうですね。

(糠塚委員) その文章の一文前のところでは、「提供又は移転先」と書いてありますが、今の箇所には書いてないので分かりづらいです。

(花村会長) 「提供先、移転先における関係部署以外には持ち出さず」という形で書けば分かりますね。

(所管課) こちらで相談して、書き方を改めたいと思います。

(花村会長) リスク3はいいですね。「紙で個別に行った場合は、提供した結果をコピーして保存している」は、これでよろしいですね。

(所管課) はい。

(花村会長) では、リスク2の表現を検討してもらいたいと思います。

(所管課) リスク1も併せて、もう少し分かりやすい表現にしたいと思います。

(小嶋委員) リスク2とリスク3の文章で、「ネットワークの中やりとり」という言葉がありますが、こういった言葉はあるのですか。

(所管課) 失礼しました。「ネットワークの中で」です。

(花村会長) 「その他のリスク対策」で、自己点検や監査についての記載があります。横浜市における措置ということで、「定期的に個人番号利用事務部署間での相互監査を実施している」とあります。介護保険の全項目評価書の作成をしてからある程度年月が経っていると思いますが、実際にどのぐらいの割合でこういうことをやっていて、やったことの記録などは残していますか。

(事務局) 特定個人情報については、市民局長が監査の責任者で、個人番号利用事務実施課全ての所管課に対して今年度から相互監査をお願いしようということで、今、要領を定めて取組をしているところです。国から定期にということを示されていて、2年に一度というように考えまして、毎年、所管課の半分ずつで、隔年で行っていく方式で考えています。

(花村会長) 市民局長が一番の責任者になるわけですか。

(所管課) はい。

(加島委員) 今度、第三者評価委員会で、これも対象に含めてやります。

(花村会長) 分かりました。

では、先ほどの文言を検討してもらい、特に附帯意見はないということで、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 前回審議会でご議論いただきました、「市民生活における個人情報保護Q&A」でございますが、いただいたご意見を反映させていただきました。内容をご確認いただき、疑問点等があれば事務局までご連絡いただければと思います。よろしくお願いたします。

(花村会長) 前回ご説明いただきまして、我々の意見が反映されているということですね。少し難しくなってしまったかなという感じもしますが、非常によくできていると思います。確認していただいて、さらに何か意見があれば、事務局までご連絡をお願いします。

(小嶋委員) 表記上のことで気づいたことがありましたので、後ほどご連絡いたします。

(花村会長) いただいたご意見については、私と事務局で検討いたしまして、訂正させていただくことになると思いますので、それも含めてご了承をお願いします。ほかに何かありますか。

(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。

次回の日程でございますが、5月31日水曜日、午後2時から、関内中

	<p>央ビル5階特別会議室、前回までと同じ場所で開催を予定しております。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p><b>【閉 会】</b></p>
資 料 特記事項	<p>1 資料 第154回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>2 特記事項 次回は平成29年5月31日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は平成29年5月31日第155回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡

---